

資源集団回収事業奨励金の交付申請について

多治見市では、廃棄物の再資源化の促進と、ごみの減量化の推進のため、廃棄物のうち資源として再利用できるものを集団で回収する事業を実施する市民団体に対して、奨励金を交付しています。

この奨励金の交付を受けることができる団体は、営利を目的としない団体で、自治会、PTA、子ども会等の市民団体です。

下記の注意事項をよく読んで申請してください。書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

＜奨励金交付対象品目と奨励金＞ ※令和2年4月から改正しています。

新聞紙、段ボール、雑誌、牛乳パック、古着（繊維）、アルミ缶 ⇒ 一律1kg当たり5円

1. 年度当初の事業計画書の提出について

- ・ 4月末までに「資源集団回収事業計画書（様式第1号）」を、環境課へ提出してください。
- ・ 計画書の書き方については、別添の記入の仕方を参考に記入してください。
- ・ 計画書の提出がない場合は、奨励金の交付申請を受け付けることができません。
- ・ 計画書、申請書、請求書の団体名は、正確に記入し、各書類の名称および印鑑は必ず統一してください。
- ・ 奨励金の振込先は、金融機関の口座名義等正確に記載してください。

奨励金を確実に振り込むため、預金口座の通帳（表面と口座番号・口座名義人のフリガナが載っている部分）のコピーを計画書の裏面に添付してください。

2. 年度途中の事業計画書の変更について

- ・ 「資源集団回収事業計画書（様式第1号）」の変更届を提出する必要があるのは下記の3項目です。

- ① 代表者の変更
- ② 口座名義の変更
- ③ 実施回数の変更（増加のみ）

※ 事業計画書の変更届は早急に環境課へ提出してください。

- ・ 計画書に記載した実施予定日が変更になった場合は、速やかに環境課へ連絡してください。

※ 例年、3月末から4月初めにかけて、ご担当者等の変更に伴い、口座名義を変更されることにより4月に振り込みできない場合がありますのでご注意ください。

3. 奨励金の交付申請書および交付請求書の提出について

- ・ 資源集団回収実施後、速やかに、「資源集団回収事業奨励金交付申請書（様式第2号）」に資源を引き渡した事業所の計量票の原本を添付し、環境課へ提出してください。
- ・ この時に「資源集団回収事業奨励金交付請求書（様式第3号）」も一緒にご提出ください。

注 意

- ・ 書類を提出する前に奨励金の計算間違いがないか金額の確認をしてください。
- ・ 書類を提出する前に記入漏れがないか再度確認してください。
- ・ 書類作成は、消せるタイプのボールペンは絶対に使用しないでください。
- ・ 年度が変わると奨励金の交付ができなくなりますので、必ず年度末（3月末）までに交付申請書を提出してください。
- ・ 「資源集団回収事業奨励金交付請求書（様式第3号）」については、申請される方の手間を省くため交付申請書提出時に一緒にご提出ください。なお、請求書の日付は記入せずにご提出ください。